受付戶	:[T]										
						課長	長	系 長	存	F	
		竹	原市民	館利	用申	込 書					
		, ,	// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~ F 1 4	, 14		令和	年	月	日	
竹 原 市	長	様					II VIE	_	71	Н	
/4 //4		1,30	使用団体名								
			代表者						E	<u></u>	
			住 所		Ŧ					_	
			使用責任者								
			連絡先	電話							
	\ul		1 ) . ) . 4 3+ 1								
			とおり申請し 竹原市民館設	· -	5冊冬何	並でにたか	·盾古早	治潘骨丰	目した臣	<b>z</b> /	
守ります。	11(~ >	) ( · C (a,	11 // 111 17/12 13	(巨人) 「	经不归	ग्राप्त ∩ .(८ l l	W11117/1	14年6月7月	LRIC H	= \	
使用日時 (準備片付け含む)		令和 年 月 日		虚口	現口 ー			寺間帯			
		7M 4 A D			午前 ・ 午後 ・ 夜 			<b>支間</b>			
使用目的及び行 事名とその時間								見1	△人貝		
			時	分から		時	分	まで		人	
使用者		一般 • 公用									
使用内容, 入場料金等		平日 ・ 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝祭日 ・ 冷房使用 ・ 暖房使用									
		営業利用 ・ 入場料 (1人当 円) ・ 市民以外利用									
特別設備の有無		有 ・ 無 (計画書及び平面図を添付のこと)									
使用場所		第 2・3・4・5・7-1・7-2・8・9会議室・料理教室・ホール									
器具		マイク (本)・ コンセント (個)									
	基	本料金		割増料	<b>와</b>	計	事	務 処	理	欄	
			営業10割					台帳			
			市外6割			日	誌				
			冷房5割				Р	C 或行			
			暖房3割 休日1割				納付書	発行			
			器具				いれれり直	送付 手渡			
			нн				領収確				
合計				·			領収通		<u> </u>		

ホール	<del></del>	_	źπ.	
音響・照明	<b>月</b>	•	無	

※ホールをご利用になられる団体は、音響・照明の有無に〇をお願いいたします。

## 使用上の注意

(許可制限)

次の各号の一に該当したときは、会館の利用を許可しない。

- 1 公益を害し、又は公の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - 2 施設, 設備を破損するおそれがあると認められるとき。
  - 3 管理運営上支障があると認められるとき。
  - 4 その他市長が不適当と認めるとき。

(遵守事項)

会館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 施設及び設備をき損し、又は汚損しないこと。
- 2 許可を受けないで設備を附加し、その原状を変更し、又は危険を 引きおこすおそれのある行為をしないこと。
  - 3 利用の許可を受けた施設又は設備以外のものは利用しないこと。
- 4 ロビーの使用許可後であっても、ホール使用の必要を生じて、ロビーの使用中止又は日時、場所の変更を求めたときは、これに応じなければならない。なお、中止、変更によることによって経費を伴う場合は利用者の負担とする。
  - 5 その他市長が定める事項

(許 可 の 取 消)

利用の許可をした後に、次の一に該当する事態を生じたときは、直ちに使用を停止し、又は許可を取消します。

- 1 利用者が利用目的その他について、虚偽の申請によって利用許可を受けたことが判明したとき。
  - 2 利用目的又は利用条件に違反したとき。
  - 3 利用者が利用の権利を譲り渡し,若しくは転貸したとき。
- 4 その他特別の事情が発生し、市において緊急に使用しなければならなくなったとき。

(禁止事項)

- 1 所定の場所以外で喫煙,飲食をすること。
- 2 他の観客の迷惑になること、及び外に出て勧誘・客引行為をすること。
- 3 伝染病の病気にかかっている者,精神に異常があると認めた者の 入館。

(使 用 料 の 環 付)

既納の使用料は還付しない。

(その他)

- ◎ 利用者は、会館使用を終了したときは、直ちに利用場所を原状に復旧して清掃を行い、係員の検査を受けて下さい。
- ◎ 申込受付は、平日8:30~17:15までです。
- ◎ 新規申込の場合は,別紙「誓約書」を提出してください。